

ベトナム・ロータス・ファンド (追加型投信/海外/株式)


The Lotus

愛称：ロータス

■ファンドの特色

1. 主としてベトナムの取引所に上場しているベトナム株式、ならびに世界各国・地域(日本を含む。)の取引所に上場しているベトナム関連企業の株式等に投資し、信託財産の成長を目指した運用を行います。
 - ベトナム関連企業とはベトナムで営業を行う、もしくはベトナム経済動向の影響を受けるビジネスを行う他の国籍の企業をいいます。
 - ベトナムの取引所に上場されているベトナム株式への投資は、当該株式の値動きに連動する上場投資信託(ETF)を含みます。
2. 銘柄選定にあたっては、企業収益の成長性・財務健全性・流動性等を勘案して厳選投資します。
3. 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

■投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申込みは


ニュース証券株式会社

商号等：ニュース証券株式会社
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第138号
 加入協会：日本証券業協会
 一般社団法人日本投資顧問業協会
 フリーダイヤル 0120-411-965

■設定・運用は

ファイブスター投信投資顧問株式会社

商号等：ファイブスター投信投資顧問株式会社
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2266号
 加入協会：一般社団法人投資信託協会
 一般社団法人日本投資顧問業協会
 お客様デスク 03-3553-8711



ファンドの主な投資リスク

信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。当ファンドは、投資信託証券（マザーファンド）への投資を通じて、ベトナムの取引所に上場しているベトナム株式、ならびに世界各国・地域（日本を含む。）の取引所に上場しているベトナム関連企業の株式など値動きのある有価証券などを実質的な投資対象とします（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）ので、当ファンドの基準価額は変動します。また、組入れられた有価証券等の価格の下落や、有価証券等の発行体の財務状況や業績悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被る場合があります。従って、受益者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因となる主な投資リスクは次のとおりです。

●有価証券の価格変動リスク ●為替変動リスク ●カントリーリスク ●流動性リスク ●信用リスク

※ 基準価額の変動要因（投資リスク）は、上記に限定されるものではありません。詳細は投資信託説明書（交付目論見書）にてご確認ください。

《その他の留意事項》

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは預金や保険契約ではありません。また、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には、投資者保護基金の対象とはなりません。
- 分配金は投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は計算期間中に発生した運用収益を超えて支払われる場合があります。投資者のファンド購入価額によっては、分配金の一部または全部が実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。

お申込みメモ

申込期間	◆ 当初申込期間：平成28年12月1日～平成29年1月19日 ◆ 継続申込期間：平成29年1月20日～平成30年4月19日 ※ 申込期間は期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購入単位	1口または1円単位として販売会社が定める単位。
購入価額	当初申込期間（1口＝1円） 継続申込期間（購入申込日の翌営業日の基準価額）
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	1口または1円単位として販売会社が定める単位。
換金価額	換金（解約）受付日の翌営業日の基準価額に信託財産留保額を控除した額。
換金制限	ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
申込締切時間	当初申込期間：販売会社が定める時間 継続申込期間：原則として営業日の午後3時までには販売会社が受付けた分を当日のお申込分とします。
購入・換金申込不可日	以下の日においては、購入および換金（解約）のお申込ができません。 ◆ 米国またはベトナムの証券取引所または銀行のいずれかの休業日。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他止むを得ない事情があるときは、購入・換金（解約）の受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金（解約）申込の受付を取消す場合があります。
信託期間	原則として平成39年1月19日までです（平成29年1月20日設定）。
繰上償還	受益権総口数が1億口を下回ることとなった場合等には、繰上償還する場合があります。
決算日	年1回（原則として1月19日。ただし、休業日の場合には翌営業日）
収益分配	年1回、毎決算時に収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。
課税関係	課税上、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」の適用対象です。配当控除、益金不参入制度の適用はありません。 ※ 税法が改正された場合などには、課税上の取扱いが変更になる場合があります。

ファンドの費用

◆ 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込日（ただし、当初募集期間においては、1口当たり1円）の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、上限を3.24%（税抜3.0%）として、販売会社が定める料率を乗じて得た額とします。
信託財産留保額	換金（解約）申込日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額とします。

◆ 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）	委託した資金の運用などの対価、購入後の情報提供や口座内でのファンドの管理などの対価、ならびに運用財産の保管・管理などの対価として、ファンドの日々の純資産総額に年率2.1276%（税抜1.97%）を乗じて得た額とします。
その他の費用・手数料	監査法人等に支払うファンドの監査費用、信託財産の計理業務およびこれに付随する業務に係る費用、組入有価証券取引に伴う売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用など。 ※ これらの費用等は、運用の状況等により変動するため、料率、上限等を予め表示することはできません。

- 上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
- 詳細につきましては、投資信託説明資料（交付目論見書）、運用報告書などでご確認ください。

委託会社、その他関係法人

- ◆ 委託会社 ファイブスター投信投資顧問株式会社：ファンドの運用の指図などを行います。
- ◆ 受託会社 三井住友信託銀行株式会社：ファンドの財産の保管および管理などを行います。
- ◆ 販売会社 ニュース証券株式会社：募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）などの書面の交付、換金申込の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金・換金代金・償還金の支払いなどを行います。

購入のお申込の際には、販売会社から投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめまたは同時にお渡しますので、必ずお受取になり、詳細をよくお読みいただき、投資に関してはご自身でご判断ください。また、あらかじめ交付される契約締結前交付書面などの内容をよくお読みください。

当資料はファイブスター投信投資顧問株式会社が作成した販売用資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。信頼できると考えられるデータなどに基づき作成していますが、その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。予告なく当資料の内容を変更する場合があります。

